

□■受験対策ミニ講座 7号 2022□■（養成所ニュースプラス 12号）

15日から始まった2学期のレポート提出期間は、24日（月）の当日消印まで有効です。

既に提出された皆さんからは「国家試験キーワードチェック」も届いていますが、何人かの方からどのようなねらいがあるのかという質問がありました。

通信課程の「印刷教材」による学習に割り当てられる時間数は、「受講の手引」の各レポート課題の左のページ、「科目概要」にもある「到達目標」に向けて学習を進めるための時間です。そのためには、テキスト全体を熟読して要点をまとめていくことになります。しかし、レポートを作成するための情報収集が目的となってしまうと、他の大部分を読んでいるという状況が生まれます。

このキーワードチェックをしながら、ひとつは、テキストを読み進めてほしいというねらいがあります。もうひとつは、国家試験頻出のキーワードに触れることで、2年目に向けた知識の蓄積を意識してほしいというねらいです。テキストをじっくり読んで考える時間は、今だけです。来年の今頃は、試験勉強に忙しくそのような時間をとることは困難でしょう。到達目標を達成するためにも、是非活用してください。

さて、今回は「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」から子どもの貧困対策についてです。いつものように選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかも考えてみましょう。

■Plus Quiz . . . . .

【第33回問題 141】子どもの貧困対策の推進に関する法律に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 基本理念として、子どもの貧困対策が児童虐待の予防に資するものとなるよう、明記している。
2. 子どもの貧困対策では、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなければならない。
3. 政府は2年ごとに、子どもの貧困の状況と貧困対策の実施状況を公表しなければならない。
4. 社会福祉協議会は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する就労支援に関して必要な対策を講じなければならない。
5. 文部科学省に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議を置く。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info . . . . .

- ・(33期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(34期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。  
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info . . . . .

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第35回国家試験は、令和5年2月5日（日）です。  
試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です（9月15日申込締切）。  
詳しくはこちら→<https://www.spw-mosi.com/exam/>

※締切を過ぎましたが、在宅受験は受付中です。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

- ・本養成所主催の「受験対策講座」をwebにて開催する予定です。

第 33・34 期生の皆様にご案内を郵送しましたので、内容をご確認の上、ぜひ受講してください。  
受験対策講座ページへのアクセスはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=5529](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529)

■Plus Info・・・・・・・・

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number・・・・・・・・

過去のバックナンバーはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=2686](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686)

【Plus Quiz・・・・・・・・正答と解説】

10月17日は「貧困撲滅のための国際デー」でした。世界銀行は、国際貧困ラインを1日1.90ドルと設定し、全世界の6人に1人の子どもたちが極端な貧しい暮らしをしていると分析しています。国連は、「持続可能な開発目標(SDGs)」の一番目に「貧困をなくそう」と掲げ、7つの具体的なターゲットを示しています。

日本の貧困の実態は、3年ごとに大規模調査が行われる、厚生労働省「国民生活基礎調査」から読み取れます。この調査では、「子どもの貧困率」を「17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合」としています。

2018(平成30)年の日本の相対的貧困率は15.4%、子どもの貧困率は13.5%と前回調査よりも低下しました。しかし、子どもがいる、大人が1人の現役世帯の貧困率は48.1%となっています。同調査で生活を「苦しい」と回答した世帯の割合は、全世帯では前回調査より減少し54.4%でしたが、ひとり親世帯では、逆に増加し86.7%となりました。

子どもの貧困率の増加を背景として、2013(平成25)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。2019(令和元)年の法改正により、将来だけでなく現在に向けた施策であることや、児童の権利に関する条約の精神に則って推進することが明記されました。第8条に策定義務とある「子どもの貧困の対策に関する大綱」も、その改正をふまえて同年に見直され、新たな重点施策として、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援が示されています。

1. ×基本理念は、第2条に規定されているが児童虐待の予防は明記されていません。
2. ○第2条1項に規定されています。
3. ×第7条に政府は「毎年1回」公表しなければならないと規定されています。
4. ×講じなければならないのは、社会福祉協議会ではなくて、国及び地方公共団体です。
5. ×第15条に「内閣府」に置くと規定されています。

※この他にも、貧困の実態については、第29、34回の「低所得者に対する支援と生活保護制度」で出題されています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus